平成２１年（フ）第９８４２号
京都市南区久世大藪町405番地１、前住所大阪府高槻市庄所町７番１―202号
債務者　岡田　正恒
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　展靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８４７号
大阪市中央区島之内１丁目11番20号　吉村新聞舗
債務者　西濵　悦次
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白井啓太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８６７号
大阪市住吉区千躰２丁目８番１号703号
債務者　内野まり子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　好美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９９０号
大阪府枚方市大峰元町１丁目32番３号
債務者　林　　朝光
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９９６号
大阪府枚方市枚方上之町11番28―105号、前住所大阪府寝屋川市香里北之町15番16号
債務者　多久島昭生
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪田　園子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９９７号
大阪府枚方市枚方上之町11番28―105号、前住所大阪府寝屋川市香里北之町15番16号
債務者　多久島和代
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪田　園子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第４８８号
福井市渕４丁目2801番所在　アヴァンティ５階の501号室
債務者　ＭＭＤ株式会社
代表者代表取締役　加藤　清次
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２２７号
青森県八戸市南郷区大字中野字下家前７番地１
債務者　佐々木壽子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
青森県八戸市根城７丁目９番10号
債務者　坂口　貞子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３０８号
青森県八戸市大字市川町字尻引前山31番地529　ハウス31―Ａ号、前住所青森県八戸市大字市川町字桔梗野官地　第９飛行隊
債務者　下山　貴史
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３３３号
青森県八戸市大字白銀町字沢向11番地10　清水レジデンス３号室、前住所青森県八戸市白銀３丁目11番地４　サンシェルササキ１―Ａ
債務者　釜谷富士子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３４０号
青森県八戸市大字湊町字油久保11番地　市営住宅４号
債務者　米田　惠子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３４１号
青森県八戸市長者２丁目８番４号　クレドールＢ―３、前住所青森県八戸市大字長苗代字前田16番地　パストラルタウンＢ102号室
債務者　鳥嶋　義行
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第７３号
北海道標津郡中標津町西13条北６丁目14番地
債務者　櫻井　純一
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第７４号
北海道標津郡中標津町西13条北６丁目14番地
債務者　櫻井　順子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第７５号
北海道標津郡中標津町東17条北７丁目１番地１
債務者　伊藤めぐみ
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部